

令和2年第6回 経済建設委員会会議録

令和2年12月16日

恵那市議会 議場

開 会： 午前9時59分

委 員 長 堀 光明

副委員長 服部 紀史

2番委員 秋山 佳寛、3番委員 佐々木 透、4番委員 柘植 孝彦、5番委員 千藤 安雄

委員長 ; おはようございます。ただいまから、令和2年第6回経済建設委員会を開会いたします。

本日の会議は、去る12月8日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は、次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに小坂市長、御挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆様おはようございます。本日早朝より、第6回の経済建設委員会ということでお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。私から幾つか御報告申し上げたいと思います。

一つは、新型コロナの関係でございますが、11月30日の全員協議会以降、恵那市内では5例の感染の方が出ていらっしゃるということでございます。その中には市内のこども園の職員も含みますけども、この件に関しまして、市ではコールセンター等で電話受け付けをしております。おおむね、大きな問合せはありませんし、感情的な苦情もないということを御報告申し上げたいと思います。市民の皆様は割と落ちついているという印象を私は持っております。また、これに関しまして、今週の月曜日でございましたが、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策会議で、幾つか発表されました。既に新聞でも報道ありましたので御存じかと思いますが、年末年始は岐阜県としては集中的に緊急対策を行うということでございます。

大きくは四つのテーマでして、一つは県をまたぐ不要不急の往来を自粛しましょうということですし、お酒を伴う飲食店、これについては時短の要請がなされたという新聞では出ておりましたが、既に岐阜、大垣、各務原、瑞穂、そして羽島、中津川と、この6市が対象となっておるということでございます。

あと、外国人への対応それから福祉施設へのクラスターが発生しておりますので、こういったところへの十分な対策を行っていくということでございまして、これの行動の期間は、成人式が終わるまでということで、1月12日までということになっております。これに関しまして市としては、特に時短の要請等はいりませんけども、クリスマス、年末年始、帰省、それから成人式と、飲む機会が非常に多いものですから、そういったところに合わせて、様々な啓発といいますか、注意喚起を行っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議員の皆様におかれましても十分に御留意されまして、年末年始をお過ごしいただけたらと思っております。

それでは、本日、委員会、26件という議題でございます。どうぞ最後まで、活発な御審議賜りますようによろしくお願い申し上げます。

委員長 ; ありがとうございます。

続きまして、鶴飼議長、御挨拶をお願いいたします。

議長 ; 皆さんおはようございます。12月の雪というのは本当に久しぶりじゃないかと思えます。東北、それから北国のほうでは、すごく雪が降って、今除雪なんかすごいテレビでやっていましたけど、今日建設部の人もみえていますが朝には駐車場にいったいの融雪剤が置いてありましたけど、市民の足の確保をよろしくお願いいたします。選挙後の初めての経済建設委員会ということで、2名の新人の方が見えております。26件の多くの議案もございますので、審議のほうよろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にて、マイクに向かって簡潔に質疑、答弁をされますようお願いいたします。

委員長 ; 初めに「議第98号 恵那市都市公園条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 9 8 号 恵那市都市公園条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 9 8 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 2 8 号 指定管理者の指定について（岩村まち並みふれあいの館）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 2 8 号 指定管理者の指定について（岩村まち並みふれあいの館）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 2 8 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 2 9 号 指定管理者の指定について（ヘルシーハウス山岡）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 2 9 号 指定管理者の指定について（ヘルシーハウス山岡）」は、原案のと

おり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第129号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第130号 指定管理者の指定について（日本大正村資料館他7施設）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第130号 指定管理者の指定について（日本大正村資料館他7施設）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第130号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第131号 指定管理者の指定について（くしはら温泉ささゆりの湯他3施設）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第131号 指定管理者の指定について（くしはら温泉ささゆりの湯他3施設）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第131号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 3 2 号 指定管理者の指定について（山岡特産品展示施設）」を議題
といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 3 2 号 指定管理者の指定について（山岡特産品展示施設）」は、原案の
とおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 3 2 号」は原案のとおり、可決すべきものと決
しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 3 3 号 指定管理者の指定について（大正村コテージこもれび）」を
議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 3 3 号 指定管理者の指定について（大正村コテージこもれび）」は、原
案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 3 3 号」は原案のとおり、可決すべきものと決
しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 3 4 号 指定管理者の指定について（道の駅そばの郷らっせいみさと）」
を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 3 4 号 指定管理者の指定について（道の駅そばの郷らっせいみさと）」

は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 3 4 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 3 5 号 指定管理者の指定について（道の駅おばあちゃん市・山岡）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 3 5 号 指定管理者の指定について（道の駅おばあちゃん市・山岡）」は、

原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 3 5 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 3 6 号 指定管理者の指定について（不動の滝農産物直売所）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第136号 指定管理者の指定について（不動の滝農産物直売所）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第136号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第137号 指定管理者の指定について（奥矢作レクリエーションセンター）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第137号 指定管理者の指定について（奥矢作レクリエーションセンター）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第137号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第138号 指定管理者の指定について（恵那市岩村地域特産物直売所）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第138号 指定管理者の指定について（恵那市岩村地域特産物直売所）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 3 8 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 3 9 号 指定管理者の指定について（タウンプラザ恵那）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 3 9 号 指定管理者の指定について（タウンプラザ恵那）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 3 9 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 4 0 号 指定管理者の指定について（明智駅前プラザ）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 4 0 号 指定管理者の指定について（明智駅前プラザ）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 4 0 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 4 1 号 指定管理者の指定について（恵那市根の上高原国民休養地）」

を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 4 1 号 指定管理者の指定について（恵那市根の上高原国民休養地）」は、
原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 4 1 号」は原案のとおり、可決すべきものと決
しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 4 2 号 指定管理者の指定について（恵那市田園空間ビジターセン
ター）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

1 番委員。

1 番委員 ; よろしく申し上げます。この 5 年間の指定管理のモニタリングの評価シート、少し
遡って見たんですが、指定管理の当初の平成 28 年度それから平成 29 年度で、総合
評価の課題が多いということで C の評価になっておりました。それ以降、平成 30 年
度以降は改善されて、良好の B 評価となっておりますが、課題があった内容を見ま
すと収入面と自主事業において課題があったようですが、今は、これが完全に解決
されているかどうかについてお尋ねします。

委員長 ; 農政課長。

農政課長 ; 恵那市田園空間ビジターセンターについてでございますが、指定管理先は笠置地域
協議会でございます。

この建物につきましては笠置町の地域振興や産業の活性化、これを目的にして管理
をしていただいております。主には、地元の産物でありますユズの生産のあと、製品
を加工する施設としてこちらを利用していただいております。地元の組合それから
NPO の方々が利用いただいております。

この指定管理については、収入支出とも、適正に行っておりまして、問題はないと考
えております。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 4 2 号 指定管理者の指定について(恵那市田園空間ビジターセンター)」

は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 4 2 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 4 3 号 指定管理者の指定について(恵那市南部農業者トレーニングセンター)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 4 3 号 指定管理者の指定について(恵那市南部農業者トレーニングセンター)」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 4 3 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 4 4 号 指定管理者の指定について(山岡やすらぎの里)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 4 4 号 指定管理者の指定について（山岡やすらぎの里）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 4 4 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 4 5 号 指定管理者の指定について（明智農林水産物処理加工施設 おんさい工房）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 4 5 号 指定管理者の指定について（明智農林水産物処理加工施設おんさい工房）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 4 5 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 4 6 号 指定管理者の指定について（しでこぶしの里 悠楽館）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 4 6 号 指定管理者の指定について（しでこぶしの里 悠楽館）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第146号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第147号 指定管理者の指定について（山岡森林伝統文化体験交流施設他2施設）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第147号 指定管理者の指定について（山岡森林伝統文化体験交流施設他2施設）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第147号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第148号 指定管理者の指定について（岩村駅前自転車駐車場他2施設）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第148号 指定管理者の指定について（岩村駅前自転車駐車場他2施設）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第148号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 4 9 号 指定管理者の指定について（ふれあいエコプラザ）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 議第 149 号 指定管理者の指定についての賛成の立場の討論をお願いいたします。

本件につきまして本会議において詳細な説明を受けました。審査の過程や評価方法について十分な説明を受けたと思っております。理解に苦しむ質問もございましたが、ふれあいエコプラザについての指定管理、市民のために、十分な配慮をされておると思います。このことも委員会の報告に盛り込んでいただくことを要望させていただきまして、賛成討論とさせていただきます。

委員の皆様の御賛同をよろしくお願いをいたします。

委員長 ; ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 4 9 号 指定管理者の指定について（ふれあいエコプラザ）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 4 9 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 6 9 号 令和 2 年度恵那市一般会計補正予算（第 1 0 号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

1 番委員。

1 番委員 ; 3 点ほどありますので順番に御説明いたします。

まず 1 点目ですが、補正予算資料の 13 ページになります。最下段の諸収入の雑入で、マイナス 1,000 万円が計上してあります。公共土木施設災害復旧費雑入の減との説明でございますけど、雑入が財源となると非常にちょっと珍しいことだと思います

ので、この収入の内容と、それから、減額の理由をまずは、お聞かせいただきたいと思います。

それから2点目が、18ページになります。これも最下段の商工費の中の観光施設維持管理事業費の大正ロマン館工事請負費の451万円の増額についてでございますが、増額が必要となった理由と、それから、大河ドラマ館が閉館後に、模様替えするお金だと思います。2月14日までドラマ館は延長になっておりますが、その後、年度内に工事が完成するものなのかどうかをお尋ねしたいと思います。

それから3点目が19ページになります。土木費の中の道路橋りょう維持管理事業費の道路側溝修繕計画策定業務委託費が300万円ほど盛られておりますが、なぜこの時期にこういった委託業務が必要になったのかといった御説明と、それから今後の予定、わかっている範囲で教えていただきたいと思います。

委員長 ; 建設部次長兼建設課長。

建設部次長兼建設課長 ; よろしく願いいたします。まず13ページの1,000万円の減のお尋ねでございますが、ここに至った経緯を若干説明させていただきます。

本年の7月の豪雨におきまして、恵那総合庁舎の北側に自動車学校がございますが、その敷地の部分が市道の長島町122号線へ崩壊が起こったということでございます。その時点で、10軒の方々に避難指示を出して避難をしていただいたということで、その災害を受けて今回に至っているということでございますが、現場は、公共施設が山留めに市道の側ですが井桁ブロックがございました。井桁ブロックから上面については、民有地でございましたので、その民有地の崩壊もあったことで、応分の負担をしていただくということで最初は9月補正で予算化しました。そのときには、工事費は概算で6,000万円を見込みまして、その半分の3,000万円のうちの応急仮設工事費に大型土のうを設置して、まず土留めを行った部分の1,000万円を原因者負担ということで民地の方に負担していただく予定でした。

災害復旧は査定を受けてから、査定額が決定後に、工事を行っていくのが通常でございますが、今回は10軒の民家の方々が避難をされたということで、応急本工事を申請させていただきました。

これはどういうことかといいますと、査定前に、既に工事を着手するというところでございます。事前に国と協議を行いまして、どの部分が認めていただけるだろうという協議を進めながらやっていくということで、そこで大型土のうの仮設部分も認めていただけるということが出ましたので、今回1,000万円の部分を災害復旧本工事に合わせさせていただいております。これが1,000万円減の要因です。

続きまして、もう 1 点。19 ページの 300 万円でございますが、この制度自体は自治体が施設のメンテナンスサイクルということで、維持管理にかなり費用がかかるということで、平成 29 年に国が支援制度を設立されました。

これはどういうことかと言いますと、公共施設等適正管理事業債という起債でもって維持管理に充てたらどうだということで制度化されました。補助対象というのも国費が入ったものはなかなかなくて、このものを使うということが我々はこれから急務かなと思っております。年間 1,000 件ぐらいの要望が来る中で、この事業債を使って整備をしていきたいということで、来年度より側溝に対して事業を進めていきたいために、それに向けて今年度、補正でもって、こういった計画を立てて、来年度当初からやって対処していきたいと考えております。

委員長 ; 観光交流課長。

観光交流課長 ; 18 ページの大正ロマン館工事費の増のお尋ねでございますが、まず、2 月 14 日をもって、大河ドラマ館の展示と同時開催しております特別展「明智光秀が生きた時代の東美濃戦国史」は終了し、当初の予定でいきますと撤去する予定でございました。

しかし地元から、特別展については、残してほしいと要望がございましたので、それに伴いましてこの部屋を改修するものでございます。

工期につきましては、約 1 か月程度の予定で、年度末には完成できるということで見込んでおりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

3 番委員。

3 番委員 ; 予算資料の 18 ページの上段であります。衛生費の水道事業費、418 万 1,000 円は、これ確認ですがそのルール内における、補正のプラスということで、よろしいでしょうか。

もう一つが 19 ページの商工費、これも上段の企業誘致推進事業費の金額ですが、これについては、企業立地奨励金ということで、一応企業名が載っているんですがここに対する、会社の条例に基づいての、奨励金ということで工事の中身というかそれかもしわかればどういったことに対しての奨励金かということをちょっとお聞きしたいと思います。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; まず、18 ページの上段の水道事業費の水道事業会計出資金の増について説明させていただきます。

こちらは委員おっしゃられたとおり、ルール内でありまして、そのルールというのは何かといいますと、毎年4月初めに総務副大臣から地方公営企業繰出金について通知がございます。その中に書いてあるルールにのっとって出資金を一般会計から出していただいて水道事業会計に入れるというものになります。そのルールというのは、今回の対象でいきますと、次に掲げる安全対策事業に係る事業費というものの災害対策、その中の基幹構造物の耐震化事業というものが対象になりまして、ルール内の繰り出しとしていただくものになっております。

委員長 ; 商工課長。

商工課長 ; 19 ページの企業立地奨励金の件でございますけども、予算資料の6 ページにございますように、今回の補正内容は、恵那東海理化株式会社様の生産設備の増強に伴う企業立地奨励金でございます。

この企業立地奨励金につきましては、今回、事業を拡張するための設備の再投資というところに該当をしてきます。内容につきましては、自動車部品をつくってみえる会社でございますが、その部品の生産増量に伴う、設備の新設というところの内容を審査しまして奨励金を交付するものでございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; 予算資料の15 ページ、交通安全対策施設整備事業費は所管でいいのかな。

その中身で、市道区画線設置費、今回補正で500 万円の予算が組まれておりまして、内容で約2 キロの数字を挙げてございましたけど、かなり市内の道路の区画線というのが消えているところが目立つんですが、全体計画でどのぐらいの量があって例えばこれ今回は補正ですけど、通常予算でこのぐらいやっていく計画があるとかその辺もしわかれればちょっと教えていただきたいです。

委員長 ; 建設部次長兼建設課長。

建設部次長兼建設課長 ; 区画線の消えている箇所でございますが、市民の方からもかなり要望をいただいております、今年、消えているところを調査いたしました。今、2車線の道路で、センターラインが消えているところが、94 路線ありまして129 キロございます。そのうちの45 路線86 キロのところ、センターラインがないということでございます。大体67%が消えているという状況です。

今車の性能がよくなりまして、ラインの認識をするところで、かなり事故防止になっているところがございます、調べてみますと、今年度もこの10 月までに正面衝突が恵那市内で3 件あります。年々減ってはきております。しかしながら

だまだあるということで、その予防策としましてまずはセンターラインを引いていきたいということでございます。

今回 500 万円を予算要求させていただいておりますのは、一級市道の 19 路線が 55 キロ消えております。そこが概算で 1,860 万円程度センターラインに費用がかかるため、まず今年 500 万円分を施工し、3 年のうちに、一級市道の消えているセンターラインでは全て、線引きをしていきたいと思っております。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 169 号 令和 2 年度恵那市一般会計補正予算(第 10 号)(歳入歳出所管部分)」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 169 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 172 号 令和 2 年度恵那市水道事業会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; 資料の 26 ページ、出資金の先ほど説明を受けましたがこれ補助金が増えているわけですけど、基本的収入の補助金が増えているわけですが、これは事業が増えたのか、新たに補助金が増えられたのか、この辺の詳細を。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; 出資金ではなく今度国庫補助金になりますけれども、今既に進めております老朽管更新事業と、重要給水施設の配水管整備事業を進めています。本年度初めに要望をした額よりも内示のほうが少し多くついてきております。

内示額が多くついてきておりましたので、事業推進のために、少し早く進めるということで増額要望をして、国庫補助金が増額になったというものになります。

委員長 ; ほかにありませんか。

3 番委員。

3 番委員 ; 収益的支出の除マンガンろ過ろ材交換の 1,320 万円というのはどれぐらいのスパンというか、変えていかなあかんのかってちょっとお聞きしたいんですけど。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; 今回、除マンガンろ過ろ材交換の組替えをお願いしております。このろ材の交換になりますけれども、マンガンろ過ろ材が出来てから、今 16 年が経過しております。前年度中のろ材を調査したところ、ろ材が劣化しているというようなことで、今年度、交換を行うものになりますけれども、経過が 16 年で初めての交換となりますので、今後も、15 年 16 年のスパンで交換をしていく必要があると考えております。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 7 2 号 令和 2 年度恵那市水道事業会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 7 2 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 7 3 号 令和 2 年度恵那市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 7 3 号 令和 2 年度恵那市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 7 3 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和 2 年第 6 回経済建設委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 10 時 42 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 経済建設委員長 堀 光 明